

福岡県公報

平成二十五年五月二十一日
第三千四百九十七号
増刊
①

目次

訓令(第6号)

○知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県防災会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令

(防災企画課) ……………一

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) ……………一

再掲

○公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
(人事委員会事務局給与公平課) ……………二

訓令

福岡県訓令第6号

本庁

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県防災会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年五月二十一日

福岡県知事 小川 洋

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県防災会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県防災会議の委員及び幹事の指名等に関する規程(昭和四十二年六月福岡県訓令第十三号)の一部を次のように改正

する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第四十四号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月二十一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 小倉北区の項中

医療法人日明会介護老人保健施設 寿楽苑	〃	日明三一九一六
医療法人北愛会介護老人保健施設 桜丘	〃	上富野三一一七一

を

医療法人日明会介護老人保健施設 寿楽苑	〃	日明三一九一六
---------------------	---	---------

に改め、

二 老人ホームの項中		
有料老人ホーム芝津の郷	〃	大字貫一八六六一二

を

介護付有料老人ホーム芝津の郷	〃	大字貫一八六六一二
----------------	---	-----------

に、

養護老人ホーム楽翁荘	〃	鴨生田二一八一一一
------------	---	-----------

を

養護老人ホーム楽翁荘

〃 〃 鴨生田二一八一

特別養護老人ホームあやめ苑

〃 〃 中畑町一〇一六

特別養護老人ホーム愛翠苑

〃 〃 大字上ノ河内一〇四八番地

特別養護老人ホーム愛翠苑

〃 〃 大字上ノ河内一〇四八

有料老人ホーム桜

〃 〃 大字東八田八一四一

再 掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十五年五月十日

福岡県人事委員会委員長 箕田 孝行

福岡県人事委員会規則第十六号

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則（平成十三年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

一般社団法人又は一般財団法人

一般社団法人地方税電子化協議会
公益社団法人福岡県雇用対策協会
一般財団法人福岡県建築住宅センター

に、

を

に改める。

一般社団法人又は一般財団法人

- 公益財団法人アクロス福岡
- 公益財団法人飯塚研究開発機構
- 公益財団法人北九州産業学術推進機構
- 公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センター
- 公益財団法人特定鉱害復旧事業センター
- 公益財団法人福岡県女性財団
- 公益財団法人福岡県人権啓発情報センター
- 公益財団法人福岡県水源の森基金
- 公益財団法人福岡県体育協会
- 公益財団法人福岡県地域福祉財団
- 公益財団法人ふくおか豊かな海づくり協会
- 財団法人救急振興財団
- 財団法人九州大学学術研究都市推進機構
- 財団法人自治体衛星通信機構
- 財団法人自治体国際化協会
- 財団法人ダム技術センター
- 財団法人地域活性化センター
- 財団法人地域総合整備財団
- 財団法人地域創造
- 財団法人地方自治情報センター
- 財団法人福岡県環境保全公社
- 財団法人福岡県教育文化奨学財団
- 財団法人福岡県教職員互助会
- 財団法人福岡県下水道公社
- 財団法人福岡県建設技術情報センター
- 財団法人福岡県国際交流センター
- 財団法人福岡県産業・科学技術振興財団
- 財団法人福岡県産地地域振興センター
- 財団法人福岡県市町村振興協会
- 財団法人福岡県スポーツ振興公社
- 財団法人福岡県中小企業振興センター
- 財団法人福岡県動物愛護センター
- 財団法人福岡県私学教育振興会

を

- 一般社団法人地方税電子化協議会
- 一般社団法人福岡県私学教育振興会
- 公益社団法人福岡県雇用対策協会
- 一般財団法人救急振興財団
- 一般財団法人ダム技術センター
- 一般財団法人地域活性化センター
- 一般財団法人福岡県教職員互助会

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の公益的法人等への福岡県職員 の派遣等に 関する規則の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

<p>一般財団法人福岡県建築住宅センター</p> <p>公益財団法人アクロス福岡</p> <p>公益財団法人飯塚研究開発機構</p> <p>公益財団法人北九州産業学術推進機構</p> <p>公益財団法人九州大学学術研究都市推進機構</p> <p>公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センター</p> <p>公益財団法人特定鉱害復旧事業センター</p> <p>公益財団法人福岡県教育文化奨学財団</p> <p>公益財団法人福岡県下水道管理センター</p> <p>公益財団法人福岡県建設技術情報センター</p> <p>公益財団法人福岡県国際交流センター</p> <p>公益財団法人福岡県女性財団</p> <p>公益財団法人福岡県人権啓発情報センター</p> <p>公益財団法人福岡県水源の森基金</p> <p>公益財団法人福岡県スポーツ振興センター</p> <p>公益財団法人福岡県体育協会</p> <p>公益財団法人福岡県地域福祉財団</p> <p>公益財団法人福岡県動物愛護センター</p> <p>公益財団法人福岡県リサイクル総合研究事業化センター</p> <p>公益財団法人ふくおか豊かな海づくり協会</p> <p>財団法人自治体衛星通信機構</p> <p>財団法人自治体国際化協会</p> <p>財団法人地域総合整備財団</p> <p>財団法人地域創造</p> <p>財団法人地方自治情報センター</p> <p>財団法人福岡県産業・科学技術振興財団</p> <p>財団法人福岡県産炭地域振興センター</p> <p>財団法人福岡県市町村振興協会</p> <p>財団法人福岡県中小企業振興センター</p>

に